

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
が休業日

## 目 次

◇ 告 示 年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (職員課)

保険薬剤師の登録 (保険課)

指定訪問看護事業者の指定 (シ)

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正 (職業・能力開発課)

保安林の指定予定 (森林保全課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (二件) (漁港課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

◇ 公 告 平成七年度後期技能検定の実施 (職業・能力開発課)

鳥取県告示第六百一十号

平成五年四月鳥取県告示第四百号 (年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について) の一部を次のように改正する。

## 告 示

鳥取県告示第六百一十号

平成五年四月鳥取県告示第四百号 (年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について) の一部を次のように改正する。

平成七年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中 「六十五歳以上 三、九六〇円 一二、八二八円」 を

六十五歳以上七十歳未満	四、一八〇円	一四、四九一元
七十歳以上	四、一八〇円	一二、八二八円

に改める。

### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の規定は、平成七年八月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第六百二号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中 嶋 絵 里	鳥薬第九四六号	平成七年七月二十五日
大 谷 晃 代	鳥薬第九四七号	平成七年八月一日

鳥取県告示第六百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、平成七年八月一日付で、同法第四十四条ノ四第一項の規定に基づく指定訪問看護事業者の指定があるものとしてみなされたので、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成七年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定訪問看護事業者の名称  
鳥取医療生活協同組合
- 二 指定訪問看護事業者の主たる事務所の所在地  
鳥取市末広温泉町二五二
- 三 訪問看護ステーションの名称  
せいきょう訪問看護ステーションすずらん
- 四 訪問看護ステーションの所在地  
鳥取市西品治八〇六

鳥取県告示第六百四十四号

平成四年二月鳥取県告示第九十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成七年九月一日

一の表中

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製切金仕口金溶アルめ工工建 材削属   属ばね加製 の工磨上ブね加製 こ具仕加製 目研上 立研上 て削げげ工造射理き刻金金	一万三千八百円
---	---------

を

製切金仕口金溶アルめ工工建 材削属   属ばね加製 の工磨上ブね加製 こ具仕加製 目研上 立研上 て削げげ工造射理き刻金金	一万三千八百円
---	---------

に改める。

鳥取県告示第六百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字太一垣字本谷東平三三四から三三六まで、三三八、北条町米里字亀寄一五六の一、一五八の一、一、一五九

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採できる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字本谷東平三三四、三三六・字亀寄一五六の一・一五九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二一 保安林予定森林の所在場所

米子市大谷町八五

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採できる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上

のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市東町二丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成五年十一月二日 鳥取県指令受漁港第四十五号

三 しゅん功認可の年月日

平成七年八月二十九日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田(二六七―二〇十二九二十白地十海)及び二六七―

一七に接する国有地の地先公有水面

□ 区域

次の1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒、東経一三三度二五分四四秒）から五二度三五分四一秒、三三・一三メートルの地点
  - 2の地点 1の地点から九七度三七分四三秒、八〇・〇九メートルの地点
  - 3の地点 2の地点から一九二度一分一九秒、八・四〇メートルの地点
  - 4の地点 3の地点から二七度三七分四五秒、五三・四二メートルの地点
  - 5の地点 4の地点から二六〇度四七分二八秒、六・一七メートルの地点
  - 6の地点 5の地点から二六六度二分一八秒、一八・七〇メートルの地点
  - 7の地点 6の地点から三五六度一分五八秒、五・四二メートルの地点
  - 8の地点 7の地点から八六度一四分九秒、〇・九九メートルの地点
- 面積  
七〇九・八一平方メートル
- 五 関係図書の閲覧場所  
淀江町役場

鳥取県告示第六百七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市東町二丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成七年五月十一日 鳥取県指令受漁港第九十七号

三 しゅん功認可の年月日

平成七年八月二十九日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田（二六七―二〇十二九二十白地十海）

(二) 区域

次のAの地点からBの地点を経て1の地点へ順次直線で結び、1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒、東経一三三度二五分四四秒）から五二度三五分四一秒、三三・一三メートルの地点
  - Bの地点 Aの地点から九七度三七分四三秒、八〇・〇九メートルの地点
  - 1の地点 Bの地点から一九二度一分一九秒、八・四〇メートルの地点
  - 2の地点 1の地点から一九二度二分二秒、六・四五メートルの地点
  - 3の地点 2の地点から二七度四一分一八秒、五一・二七メートルの地点
  - 4の地点 3の地点から三五七度一〇分二四秒、三・六九メートルの地点
  - 5の地点 4の地点から二六五度五三分〇三秒、二五・二三メートルの地点
  - 6の地点 5の地点から三五六度一分五八秒、五・四二メートルの地点
  - 7の地点 6の地点から八六度二分二秒、一八・七〇メートルの地点
  - 8の地点 7の地点から二六六度二分一八秒、六・一七メートルの地点
- (三) 面積

四二八・九四平方メートル  
五 関係図書の間覧場所  
淀江町役場

鳥取県告示第六百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月三日 鳥取県指令受都計三一三第二九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市奥谷字堀越、字外構山、字代官田及び字堀越谷、日原字堀越シ、字堀越谷及び字西才加並びに宗像字大谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区銀座三丁目九一四  
総合企画株式会社  
代表取締役 西 久喜

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成七年九月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一の表日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院の項の次に次のように加える。

医療法人社団日翔会老人保健施設おしどり荘

日野郡日野町根雨九〇九一

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成7年度後期の技能検定を次のとおり実施する。

平成7年9月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

機械加工、金属プレス加工、めつき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形、さく井、鍛造、工場板金、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、和裁、機械木工、金型製作、ニット製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、木工機械整備、型枠施工、鉄筋施工、配管、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンショール施工、ガラス施工、テクニカルプラスチック、とび、機械・プラント製図、電気製図、塗装、樹脂接着剤注入施工及び電子回路接続

2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、金属プレス加工、めつき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備及びパン製造については特級として、機械検査については特級、1級、2級及び3級に区分して、機械保全及び紳士服製造については特級、1級及び2級に区分して、プラスチック成形については特級及び3級に区分して、プリント配線板製造、テクニカルイラストレーションについては1級、2級及び3級に区分して、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工については単一等級として、とびについては3級として、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成7年12月8日(金)から平成8年2月25日(日)までの間において、別途

鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成7年11月30日(木)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板

に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査(1級、2級及び3級)、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造(1級及び2級)、木工機械整備、和裁、配管、型枠施工、鉄筋施工及びプラスチック成形(3級)	平成8年2月4日(日)
機械加工、金属プレス加工、めつき、仕上げ、機械検査(特級)、機械保全(特級)、電子機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備、紳士服製造(特級)、プラスチック成形(特級)、さく井、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、機械木工、金型製作、農業機械整備、カーテンウオー	平成8年2月11日(日)
ル施工、機械・プラスチック製図、冷凍空気調和機器施工、塗装及び樹脂接着剤注入施工	平成8年2月18日(日)

検 定 職 種	実 施 期 日
機械保全(1級及び2級)、半導体製品製造、プリント配線板製造、菓子製造、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、とび及び電子回路接続	平成8年2月18日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成7年10月2日(月)から同月13日(金)まで(郵送による場合は、受付期間

内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請

書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請ができる。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
機械加工	13,800円
金属プレス加工	13,800円
めつき	13,800円
仕上げ	13,800円
機械検査	特級 13,800円 1級、2級及び3級 10,000円
機械保全	13,800円
電子機器組立て	13,800円
電気機器組立て	13,800円
油圧装置調整	12,000円
建設機械整備	13,800円
紳士服製造	特級 13,800円 1級及び2級 12,000円
プラスチック成形	特級 13,800円 3級 13,800円
さく井	13,800円
鍛造	13,800円

工場板金	13,800円
ローゾ加工	13,800円
半導体製品製造	13,800円
プリント配線板製造	13,800円
空気圧装置組立て	13,800円
農業機械整備	12,000円
冷凍空気調和機器施工	13,000円
婦人子供服製造	10,000円
和裁	9,000円
木工機械整備	13,800円
金型製作	13,800円
パン製造	13,800円
菓子製造	13,000円
建築大工	12,000円
かわらぶき	13,800円
配管	12,000円
型枠施工	13,800円
鉄筋施工	12,000円
コンクリート圧送施工	13,000円
防水施工	13,800円
機械木工	13,800円
石材施工	13,800円
カーテンウォール施工	13,000円
ガラス施工	13,800円
テクニカルイラストレーション	8,500円
機械・プリント製図	8,500円
電気製図	8,500円

塗装	12,000円
電子回路接続	13,800円
樹脂接着剤注入施工	13,800円
とび	13,000円
ニット製品製造	13,800円

イ 学科試験の受検手数料  
2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実施試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成8年3月29日(金)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成8年3月29日(金)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。

